

令和5年（2023年）6月

平塚市議会定例会議案

議 案 目 次

	ページ
報告第 3 号 専決処分の報告について	1
報告第 4 号 継続費の通次繰越しの報告について	1 5
報告第 5 号 繰越明許費の繰越しの報告について	1 9
報告第 6 号 事故繰越しの報告について	2 5
報告第 7 号 公営企業会計予算繰越しの報告について	2 9
報告第 8 号 公益財団法人平塚市まちづくり財団の経営状況について	3 3
報告第 9 号 公益財団法人平塚市生きがい事業団の経営状況について	3 5
議案第 3 3 号 平塚市市税条例の一部を改正する条例	3 7
議案第 3 4 号 平塚市手数料条例の一部を改正する条例	3 9
議案第 3 5 号 平塚市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	5 5
議案第 3 6 号 平塚市屋外広告物条例の一部を改正する条例	5 9
議案第 3 7 号 平塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	6 1
議案第 3 8 号 国際姉妹都市の提携について	6 3
議案第 3 9 号 和解契約の締結について	6 5
議案第 4 0 号 令和 5 年度平塚市一般会計補正予算	別冊
議案第 4 1 号 令和 5 年度平塚市介護保険事業特別会計補正予算	別冊
議案第 4 2 号 令和 5 年度平塚市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	別冊

議案第43号 令和5年度平塚市下水道事業会計補正予算 別冊

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙1から別紙3までのとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月7日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙 1

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月15日

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

令和4年10月18日(火)午後5時10分頃、健康課職員の運転する軽貨物車が、平塚市入野836番地の1付近の丁字路を右折しようとした際、対向車が来たため後退したところ、市車両の右後部が相手方敷地内の門柱に接触し、これを破損させたものです。

これは、当方運転員の安全確認が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金(修繕料) 699,000円

3 賠償の相手方

平塚市入野 [REDACTED]
[REDACTED]

4 支払方法

賠償金は、茅ヶ崎市萩園1238番地の1 有限会社中原産業に支払う。

別 紙 2

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月4日

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

令和4年8月25日(木)午後2時5分頃、収集業務課職員が、平塚市立神明中学校の引戸門扉を開けた際、門扉を学校敷地内に駐車していた相手方車両の右後部に接触させ、これを破損させたものです。

これは、当方職員の安全確認が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金	464,079円
(内訳) 車両修繕料	266,079円
代車代	198,000円

3 賠償の相手方

茅ヶ崎市浜竹4丁目 [REDACTED]
[REDACTED]

4 支払方法

賠償金は、茅ヶ崎市浜竹4丁目 [REDACTED] [REDACTED] に支払う。

別 紙 3

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月2日

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由



令和4年3月3日(木)午後4時頃、平塚市紅谷町12番29号先の東海道本通り線の歩道を歩行中の相手方が、植樹樹につまずいて転倒し、負傷したものです。

これは、市道の管理が十分でなかったことにも原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金	300,000円
(内訳) 治療費等	54,590円
慰謝料	730,000円
過失相殺	-484,590円

3 賠償の相手方

横浜市戸塚区柏尾町 


4 支払方法

賠償金は、横浜市神奈川区金港町5番地36東興ビル7階 弁護士 立木 勇介に支払う。

継続費の逡次繰越しの報告について

令和4年度平塚市一般会計予算、同病院事業会計予算及び同下水道事業会計において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により継続費の逡次繰越しを行ったので、これらの規定により別紙のとおり報告する。

令和5年6月7日提出

平塚市長 落合克宏

令和4年度 平塚市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の額	令和4年度継続費予算現額		翌年度繰越額	左の財源			内訳
				令和4年度前年度繰越額	令和4年度予算額		繰越額	金	特別支出金	
8	土木費都計	公園整備事業	504,950,000	141,364,000	141,364,000	77,514,000		22,555,000	16,900,000	38,059,000
10	教育費	教育施設整備事業	30,028,000	9,008,000	9,008,000	1,838,000				
10	教育費	中学校費	125,777,000	50,311,000	50,311,000	29,841,000				29,841,000
10	教育費	公民館整備事業	19,500,000	5,850,000	5,850,000	650,000				650,000
10	教育費	公民館管理運営事業	21,407,000	6,422,000	6,422,000	982,500				982,500

令和4年度 平塚市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の額	令和4年度継続費予算現額		翌年度繰越額	翌年度繰越額に繰越る	通次繰越額	繰越内額	繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				令和4年度前年度繰越額	令和4年度予算額					
1	資本的支出	市民病院本館感染病棟等改修事業(設計委託)	39,072,000	11,722,000	11,722,000	11,722,000			11,722,000	

令和4年度 平塚市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の額	令和4年度継続費予算現額		翌年度繰越額	翌年度繰越額に繰越る	通次繰越額	繰越内額	繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				令和4年度前年度繰越額	令和4年度予算額					
1	公共下水道事業	公共下水道管道路地盤対策事業(総合地盤対策工事の9)	418,240,000	84,000,000	84,000,000	38,700,000	11,700,000	27,000,000		

繰越明許費の繰越しの報告について

令和4年度平塚市一般会計予算において、予算の定めるところにより繰越しを行ったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和5年6月7日提出

平塚市長 落合克宏

(単位:円)

款	項	事業名	金額	年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既特定財源	未入国県支	収入支出	人地	
2 総務費	1 総務管理費	災害情報伝達事業	9,251,000	3,300,000					3,300,000
		防災訓練強化事業	55,658,000	55,550,000			46,200,000		9,350,000
3 民生費	2 徴税費	市税収納及び滞納整理事業	3,000,000	3,000,000					3,000,000
		障がい者福祉対策事業	4,070,000	4,070,000					4,070,000
4 衛生費	2 児童福祉費	民間保育所施設整備支援事業	47,250,000	47,250,000	5,250,000	42,000,000			
		民間保育所助成事業	1,200,000	1,050,000		1,050,000			
4 衛生費	1 保健衛生費	保健衛生床務事業	7,959,000	7,473,000		7,473,000			
		母子保健事業	184,628,000	63,375,500	10,562,584	52,812,916			
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	76,902,000	55,850,000		55,850,000			
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	152,834,000	56,084,000		56,084,000			
4 衛生費	1 保健衛生費	予防接種健康被害救済事業	91,000	57,500		57,500			
		休日・夜間救急医療推進事業	30,000	30,000		30,000			
2 清掃費		最終処分場周辺地域整備事業	1,969,000	1,969,000					1,969,000

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収特定収入	左の財源内訳				一般財源
						未収入財源	国県支出金	地方債	特定財源その他	
6 農林水産業費	1 農業費	担い手総合対策事業	236,500,000	198,912,000						198,912,000
		農業振興対策補助事業	14,933,000	14,933,000						14,933,000
2 水産業費	相模川西部土地改良区 基盤整備事業		9,965,000	9,965,000			9,900,000			65,000
		漁港施設維持管理事業	114,000,000	114,000,000	8,600,000	55,500,000	49,900,000			
7 商工費	1 商工費	波力発電業創出促進事業	22,200,000	8,000,000	8,000,000					
		地域経済キヤッシュレシユス化推進事業	268,861,000	162,884,847	1,712,400	118,899,687				42,272,760
8 土木費	2 道路橋りょう費	幹線道路整備備事業	299,850,000	299,850,000		68,512,000	208,100,000			23,238,000
		生活道路整備備事業	130,373,000	68,070,000		5,500,000	46,800,000			15,770,000
3 河川費	橋りょう	道路整備備事務事業	23,011,000	20,860,800						20,860,800
		橋りょう震災対策事業	57,500,000	50,347,400		33,413,000	16,900,000			34,400
4 都市計画費	橋りょう	橋りょう長寿命化修繕事業	37,200,000	35,191,000		29,195,000	5,900,000			96,000
		河川・排水路改修事業	40,000,000	40,000,000			30,000,000			10,000,000
4 都市計画費	都市計画費	都市計画策定事業	8,980,000	7,092,800						7,092,800
		ツインシティ整備推進事業	34,230,000	34,230,000		9,075,000	22,300,000			2,855,000
		高麗山公園(湘南平)魅力アップ事業	5,713,000	4,133,000						4,133,000

別紙 令和4年度 平塚市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既特定財源	収入未入財源	左の財源内訳			一般財源	
							収入未入財源	収入未入財源	収入未入財源		
8 土木	4 都市計画費	総合公園管理庶務事業	52,008,000	52,008,000			22,833,000	20,500,000		8,675,000	
		総合公園管理運営事業	165,671,000	91,450,890	88,779,890						2,671,000
9 消防	1 消防費	消防車両整備事業	284,525,000	278,825,000				231,900,000			46,925,000
		感染症対策・学習保障等支援事業	59,400,000	59,400,000		29,700,000					29,700,000
10 教育	1 教育給務費	小学校施設管理事業	374,539,000	374,539,000	19,751,000		69,588,000	285,200,000			
		学校給食管理事業	26,264,000	26,264,000		7,998,009					18,265,991
	3 中学校費	小学校大規模改修事業	303,333,000	303,333,000		419,000		55,114,000	247,800,000		
		中学校施設管理事業	212,092,000	212,092,000	12,552,000		35,740,000	163,800,000			
		中学校大規模改修事業	351,446,000	351,446,000	47,751,000		69,635,000	233,800,000			260,000
4 幼稚園費	幼稚園運営事業	200,000	185,183			92,000				93,183	
	幼稚園施設管理事業	383,000	383,000		383,000						
5 社会教育費	5 社会教育費	地区公民館整備事業	69,333,000	69,333,000	69,333,000						
		中央公民館管理運営事業	8,435,000	7,701,800							7,701,800
		地区公民館管理運営事業	31,749,000	29,032,035	22,572,000						6,460,035
		ア施設利用促進事業	891,000	891,000							891,000

事故繰越しの報告について

令和4年度平塚市一般会計予算において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により事故繰越しを行ったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和5年6月7日提出

平塚市長 落合克宏

別紙 令和4年度 平塚市一般会計事故繰越し繰越計算書 (単位:円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額			既特定財源	収入未収入特定財源	地方債	一般財源	
6	2	漁港施設維持費 (繰越明許・令和4年度分)	89,100,000	0	89,100,000		89,100,000	45,300,000	39,400,000	4,400,000		新型コロナウイルス感染症の影響等により事業実施が遅れたため

公営企業会計予算繰越しの報告について

令和4年度平塚市下水道事業会計予算において、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により予算の繰越しを行ったので、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和5年6月7日提出

平塚市長 落合克宏

令和4年度 平塚市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支発義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな回資産の購入限度額	説明
						企業債	国県補助金	損益勘定留保等		
1	1	公共下水道整備事業	227,875,000	170,993,506	9,483,000	4,400,000	5,083,000	47,398,494	(管渠事業費) 地権者との交渉等に不測の日数を要したため	
1	1	公共下水道管線長寿命化対策事業	24,408,000	1,298,000	5,753,000	5,700,000	53,000	17,357,000	材料の納入に不測の日数を要したため	
1	1	公共下水道整備事業	56,900,000		49,900,000	19,000,000	30,900,000	7,000,000	(ポンプ場事業費) 河川管理者との協議に不測の日数を要したため	
1	1	公共下水道場耐震長寿命化対策事業	243,688,000	11,472,450	61,710,000	57,200,000	4,510,000	170,505,550	材料の納入に不測の日数を要したため	

地方公営企業法第26条第1項の規定による継続費に係る建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支発義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな回資産の購入限度額	説明
						企業債	国県補助金	損益勘定留保等		
1	1	ツインシティ大神地区公共下水道整備事業(ツインシティ大神地区区調整池築造工事の2)	970,000,000	780,000,000	187,083,000	117,000,000	83,000	2,917,000	残土の搬出に不測の日数を要したため	

公益財団法人平塚市まちづくり財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和4年度事業報告及び決算並びに令和5年度事業計画及び予算を別冊のとおり提出する。

令和5年6月7日提出

平塚市長 落合克宏

公益財団法人平塚市生きがい事業団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和4年度事業報告及び決算並びに令和5年度事業計画及び予算を別冊のとおり提出する。

令和5年6月7日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市市税条例の一部を改正する条例

平塚市市税条例（平成元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第28条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第28条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和5年6月7日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市手数料条例の一部を改正する条例

平塚市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第14項を次のように改める。

14 都市の低炭素化の促進に関する法律に関する事務

手数料を徴収する事務	手数料
(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネ	ア 一戸建ての住宅の場合 4,700円 イ 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。以下この項において同じ。）の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した額 (ア) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 4万5,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 8万1,000円 (イ) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円

<p>ルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 1万6,000円</p> <p>c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万7,000円</p> <p>d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 8万円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 13万円</p> <p>f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 16万円</p> <p>g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 20万円</p>
<p>(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等によ</p>	<p>ア 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。）第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）に規定する基準に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万7,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 1万9,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅（アに該当するものを除く。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ</p>

る審査を受けた
ものを除く。)の
認定の申請に
対する審査

次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建て
の住宅 3万4,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建て
の住宅 3万8,000円

ウ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応
じそれぞれ次に定める額を、当該申請に係る建築物の部分
について合算した額

(ア) 住宅部分(省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ
(2)に規定する基準に適合するものとして申請され
た建築物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分
の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
3万3,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000
平方メートル未満の建築物 5万7,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0
00平方メートル未満の建築物 10万円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築
物 16万円

(イ) 住宅部分((ア)に該当するものを除く。) 次に
掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に
定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
6万9,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000
平方メートル未満の建築物 12万円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0
00平方メートル未満の建築物 20万円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 28万円

(ウ) 非住宅部分(省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 8万7,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 11万円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 15万円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 24万円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 31万円

f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 37万円

g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 44万円

(エ) 非住宅部分((ウ)に該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 23万円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 29万円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 37万円

	<p>d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 53万円</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 65万円</p> <p>f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 77万円</p> <p>g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 87万円</p>
<p>(3) 法第54条第2項の規定により建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適用についての審査の申出があった場合の法第53条第1項又は第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査</p>	<p>ア 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 前2号、次号又は第5号の規定により算定した額に、当該申出を平塚市建築基準条例別表第1号の確認申請とみなして同号の規定を適用した場合の手数料の額を加えた額</p> <p>イ 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる額を合算した額</p> <p>(ア) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 昇降機を設置する場合 (bに掲げる場合を除く。) 昇降機1基につき 1万7,000円 (小荷物専用昇降機については、8,000円)</p> <p>b 建築基準法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき 1万円 (小荷物専用昇降機については、5,000円)</p> <p>(イ) アの規定により算定した額</p>
<p>(4) 法第55条第1項の規定に基</p>	<p>ア 一戸建ての住宅の場合 第1号アに定める額に相当する額の2分の1の額</p>

<p>づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 (変更部分について法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。)</p>	<p>イ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した額（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）</p> <p>(ア) 既に計画の認定を受けた住宅部分（共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。以下この項において同じ。）の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項において同じ。） 第1号イ(ア)に定める額に相当する額の2分の1の額</p> <p>(イ) 既に計画の認定を受けた非住宅部分 第1号イ(イ)に定める額に相当する額の2分の1の額</p> <p>(ウ) 新たに追加する住宅部分及び非住宅部分 第1号イの規定により算出した額。この場合において、同号イ中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。</p>
<p>(5) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 (変更部分について法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性</p>	<p>ア 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 第2号アに定める額に相当する額の2分の1の額</p> <p>イ 一戸建ての住宅（アに該当するものを除く。）の場合 第2号イに定める額に相当する額の2分の1の額</p> <p>ウ 一の建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した額（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。）</p> <p>(ア) 既に計画の認定を受けた住宅部分（省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 第2号ウ(ア)に定める額に相当する額の2分の1</p>

<p>能判定機関等による審査を受けたものを除く。)</p>	<p>の額</p> <p>(イ) 既に計画の認定を受けた住宅部分（(ア)に該当するものを除く。）第2号ウ（イ）に定める額に相当する額の2分の1の額</p> <p>(ウ) 既に計画の認定を受けた非住宅部分（省令第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）に規定する基準に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）第2号ウ（ウ）に定める額に相当する額の2分の1の額</p> <p>(エ) 既に計画の認定を受けた非住宅部分（(ウ)に該当するものを除く。）第2号ウ（エ）に定める額に相当する額の2分の1の額</p> <p>(オ) 新たに追加する住宅部分及び非住宅部分 第2号ウの規定により算出した額。この場合において、同号ウ中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。</p>
-------------------------------	--

別表第16項第5号を次のように改める。

<p>(5) 法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。）</p>	<p>ア 法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることについてあらかじめ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅のとき 4,700円</p> <p>(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）のとき 次に掲げる建築物の床面積（共同住宅等の設計一次エネルギー消費量（省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。）を省令第4条第3項</p>
---	---	---

の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級が等級4であって、同表の一次エネルギー消費量等級が等級5（法の施行の際現に存する建築物にあっては、等級4以上）であるものに限る。以下この項において「評価書」という。）の写しを添付した場合

第2号に定める数値とする場合にあっては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除く。以下この号ア（イ）、ウ（ウ）及び（エ）並びに第9号ウ（イ）（省令第1条第1項第2号ロ（2）に規定する基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。）、エ（イ）（省令第1条第1項第2号ロ（3）に規定する基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。）及びオ（イ）において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万円
- c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 4万5,000円
- d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 8万1,000円

(ウ) 非住宅のとき 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、そ

れぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 1万6,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万7,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 8万円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 13万円

f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 16万円

g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 20万円

(エ) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。以下この項において同じ。）のとき（イ）及び（ウ）に掲げる床面積（共用部分は、共同住宅等を含む。）の区分に

		<p>応じそれぞれ定める額を、当該申請に係る建築物の部分について合算した額</p> <p>(オ) 2以上の建築物（他の建築物を含むものをいう。以下この項において同じ。）のとき 当該計画に係る建築物に応じ、それぞれ当該建築物ごとに定める額を合算した額</p> <p>a 申請に係る建築物（ア）から（エ）までに定める額</p> <p>b 他の建築物（法第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は評価書の写しを添付したものに限る。）</p> <p>（ア）から（エ）までに定める額</p> <p>c 他の建築物（bに掲げるものを除く。）イの（ア）及びウの（ア）から（カ）までに定める額</p>
	<p>イ 省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準に適合するかどうかを判定する場合</p>	<p>(ア) 非住宅の場合であって、一の建築物のとき 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 8万7,</p>

合（アに該当する場合を除く。）

000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 11万円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 15万円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 24万円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 31万円

f 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 37万円

g 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 44万円

(イ) 非住宅の場合であつて、2以上の建築物のとき 当該計画に係る建築物に応じ、それぞれ当該建築物ごとに定める額を合算した額

a 申請に係る建築物 (ア)に定める額

b 他の建築物（法第35条第1

		<p>項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は評価書の写しを添付したものに限る。)</p> <p>アの(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>c 他の建築物(bに掲げるものを除く。)(ア)及びウの(ア)から(カ)までに定める額</p>
	<p>ウ ア及びイに該当する場合以外の場合(一の建築物でイに該当する非住宅部分があるものを含む。)</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準に適合するものとして申請されたものに限る。)のとき 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万7,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 1万9,000円</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅((ア)に該当するものを除く。)のとき 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メ</p>

一トル未満の一戸建ての住宅
3万4,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅
3万8,000円

(ウ) 共同住宅等（共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。）（省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）のとき 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 3万3,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 5万7,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 10万円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 16万円

(エ) 共同住宅等（(ウ)に該当す

るものを除く。) のとき 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 6万9,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 12万円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 20万円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 28万円

(オ) 非住宅のとき 次に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 23万円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 29万円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 37万円

d 床面積の合計が2,000平

方メートル以上5,000平方
メートル未満の建築物 53万
円

e 床面積の合計が5,000平
方メートル以上1万平方メー
トル未満の建築物 65万円

f 床面積の合計が1万平方メー
トル以上2万5,000平方メ
ートル未満の建築物 77万円

g 床面積の合計が2万5,00
0平方メートル以上の建築物
87万円

(カ) 一の建築物のとき (ウ) か
ら (オ) まで (イ) に掲げる非住
宅部分にあつてはイ (ア)) に
掲げる床面積 (共用部分は、共
同住宅等を含む。) の区分に応
じそれぞれ定める額を、当該申
請に係る建築物の部分について
合算した額

(キ) 2以上の建築物のとき 当該
計画に係る建築物に応じ、それ
ぞれ当該建築物ごとに定める額
を合算した額

a 申請に係る建築物 (ア) か
ら (カ) までに定める額

b 他の建築物 (法第35条第1
項第4号に掲げる基準に適合し
ていることにつき、あらかじめ

		<p>登録住宅性能評価機関等による 審査を受けたもの又は評価書の 写しを添付したものに限る。)</p> <p>アの (ア) から (エ) までに 定める額</p> <p>c 他の建築物 (bに掲げる場合 を除く。) イの (ア) 及び (ア) から (カ) までに定める額</p>
--	--	--

別表第16項第7号中「ウの (ア) から (エ) まで」を「ウの (ア) から (カ) まで」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月7日提出

平塚市長 落合 克 宏

平塚市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

平塚市小児の医療費の助成に関する条例（平成 7 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「小児を養育している者に対し」を削り、「その」を「小児に係る経済的負担の軽減を図り、小児の」に、「を図る」を「に寄与する」に改める。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小児 満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本市の区域内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 市長が特に認める者

(2) 養育者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父（母が当該小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、当該母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母（当該父又は母に当該小児の父及び母が共に該当する場合にあつては、その父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高いもの）

イ 父及び母に監護されず、又はこれらと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者

（対象者）

第 3 条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、小児又は養育者であり、かつ、当該小児又は当該養育者が養育する小児の疾病又は負傷（次に掲げる小児に係る疾病又は負傷を除く。）について医療保険各法（規則で定める法令をいう。以下同じ。）の規定により医療に関する給付を受けることができる者とする。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている小児

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療を受給している小児

(3) その他規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる小児

第5条中「（入院継続者を除く。）の」を「に係る」に改め、「養育する」を削り、「よる」の次に「医療費の」を、「医療証」の次に「（以下「医療証」という。）」を加える。

第6条第1項中「医療の」を「医療に関する」に改め、「医療費」の次に「の額」を加え、「よって」を「より」に、「おいてはその」を「おける当該」に、「は除く」を「を除く」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、他の法令により医療に関する給付を受けることができるときは、当該給付の限度において行わない。

第6条第2項を削る。

第7条第1項中「（入院継続者を除く。）の」を「に係る」に、「若しくは薬局又は」を「、薬局」に改め、「医療証の交付を受けた」を削り、「よって」を「より」に改め、同条第2項中「対象者に支払うことにより」を「規則で定めるところにより、」に改め、同条第3項を削る。

第10条中「この条例により」を「この条例による医療費の」に、「その者」を「当該者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の平塚市小児の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による医療証の交付その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 新条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施

行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

令和5年6月7日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市屋外広告物条例の一部を改正する条例

平塚市屋外広告物条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条（同条第1項第12号に掲げる禁止地域等に限る。）の規定は、適用しない。

(1) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの
（第1項第9号に掲げるものを除く。）

(2) 自己用広告物（第1項第10号に掲げるものを除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める基準に適合するもの

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年6月7日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

平塚市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第6号を次のように改める。

(6) 脳神経内科

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年6月7日提出

平塚市長 落合克宏

国際姉妹都市の提携について

本市は、リトアニア共和国カウナス市と姉妹都市の盟約を結ぶものとする。

令和5年6月7日提出

平塚市長 落合 克 宏

和解契約の締結について

本市は、別紙のとおり庁用自動車による人身事故について、和解契約を締結するものとする。

令和5年6月7日提出

平塚市長 落合 克 宏

別 紙

1 和解契約の相手方

住 所 平塚市馬入本町 [REDACTED]
原 告 [REDACTED]

2 和解契約の理由

令和元年10月31日（木）午前9時20分頃、収集業務課職員の運転する塵芥車が、平塚市天沼4番9号付近において市車両が通行する車線が優先道路である信号機のない交差点を通過する際に、相手方自転車が一時的停止を行わずに右側から交差点に進入してきたため、市車両の右前部と相手方車両の前輪が接触し、相手方を負傷させた。

本件は、当方運転員の安全確認が十分でなかったことにも原因があったことから、令和4年6月第2回平塚市議会定例会に「議案第39号 損害の賠償について」を提出した。

しかし、原告から、賠償額について再協議を行いたいとの申し入れがあり、議案を撤回した。

令和4年10月23日（日）、横浜地方裁判所小田原支部に本市を被告とし、9,975,777円の損害賠償請求が提訴された。

令和5年4月18日（火）の第4回口頭弁論で裁判所から和解勧誘があり、4月27日（木）に和解条項案が示された。

本市では、この対応を協議した結果、先に提出して撤回をした「損害の賠償について」と賠償額が同額となることから、和解することとしたものである。

3 和解契約の主な内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件交通事故に基づく損害賠償債務として、既払金を除き、6,274,484円の支払義務があることを認める。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件交通事故に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(4) 訴訟費用は各自の負担とする。

